

議事日程第 9 号

令和 5 年 (2023 年) 招集大阪狭山市議会定例会 6 月定例会議会議事日程
令和 5 年 (2 0 2 3 年) 6 月 1 日午後 1 時 0 0 分開議
議会期間 (令和 5 年 6 月 1 日から同年 6 月 2 7 日まで 2 7 日間)

日程第 1	発議第 1 6 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 3	諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 4	諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 5	諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 6	諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 7	議案第 3 8 号	副市長の選任について
日程第 8	議案第 3 9 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 9	議案第 4 0 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 1 0	議案第 4 1 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 1 1	議案第 4 2 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 1 2	議案第 4 3 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 1 3	議案第 4 4 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 1 4	議案第 4 5 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 1 5	議案第 4 6 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 1 6	議案第 4 7 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 1 7	議案第 4 8 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 1 8	議案第 4 9 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 1 9	議案第 5 0 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 2 0	議案第 5 1 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 2 1	議案第 5 2 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 2 2	議案第 5 3 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 2 3	議案第 5 4 号	農業委員会の委員の任命について
日程第 2 4	議案第 5 5 号	農業委員会の委員の任命について

日程第 2 5	議案第 5 6 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
日程第 2 6	議案第 5 7 号	大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 2 7	議案第 5 8 号	市長の退職手当の特例に関する条例について
日程第 2 8	議案第 5 9 号	特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 2 9	議案第 6 0 号	一般職の職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3 0	議案第 6 1 号	大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
日程第 3 1	議案第 6 2 号	大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について
日程第 3 2	議案第 6 3 号	大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 3 3	議案第 6 4 号	大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 3 4	議案第 6 5 号	大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例について
日程第 3 5	議案第 6 6 号	大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 3 6	議案第 6 7 号	令和 5 年度 (2023 年度) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 3 7	報告第 1 号	令和 4 年度 (2022 年度) 大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 3 8	報告第 2 号	令和 4 年度 (2022 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 3 9	報告第 3 号	令和 4 年度 (2022 年度) 大阪狭山市東野財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 4 0	報告第 4 号	令和 4 年度 (2022 年度) 大阪狭山市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 4 1	報告第 5 号	令和 5 年度 (2023 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算の報告について
日程第 4 2	請願第 1 号	日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書の提出を求める請願について
日程第 4 3	要望第 1 号	子どもたちの教育環境の充実及び避難所となる学校体育館へのエアコン設置を求める要望について
日程第 4 4	要望第 2 号	子育て支援として、計画的に学校給食完全無償化実施を求める要望について
日程第 4 5	要望第 3-1 号	大阪狭山市民からの要望について
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本政府に対して核兵器禁止条約の署名批准を求めて下さい。 2. 大軍拡をストップさせ、憲法 9 条を活かした国づくりをめざして下さい。 4. ①子ども医療費の無償化を進めて下さい。 </div>
日程第 4 6	要望第 3-2 号	大阪狭山市民からの要望について
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 3. 大阪にカジノを作らないで下さい。 4. ②学校給食費の無償化を進めて下さい。 </div>

発議第16号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市議会議長 北 好 雄

記

3番 池 永 裕 樹

4番 小 芝 英 俊

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 川 添 毅

昭和31年〇〇月〇〇日生

議案第38号

副市長の選任について

下記の者を副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 堀井善久

昭和36年〇〇月〇〇日生

議案第39号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 田 中 嘉 彦

昭和22年○○月○○日生

議案第40号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 山 本 隆

昭和26年○○月○○日生

議案第46号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 増 田 初 代

昭和31年○○月○○日生

議案第48号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 池 田 雅 和

昭和34年○○月○○日生

議案第51号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 北 浦 弘 文

昭和28年〇〇月〇〇日生

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 杉 本 雅 則

昭和31年○○月○○日生

議案第54号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 川 上 克 実

昭和32年〇〇月〇〇日生

議案第57号

大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務
等に関する条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和62年大阪狭山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「居住する者」を「居住し、勤務し又は通学する者。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、団長が特に必要と認めた者については、この限りでない。

第4条の次に次の1条を加える。

（休団）

第4条の2 やむを得ない理由により、消防団活動に従事することができない団員は、3年を超えない範囲内で、団員の身分を有したまま休団することができる。

2 団員が休団しようとするとき又は休団している団員が復帰しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。

3 休団している団員には、休団の期間中は、第12条に規定する報酬を支給しない。

4 休団中の団員が復帰したときの階級は、休団した日にその者が属していた階級とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大阪狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

2 大阪狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「明白である場合」の次に「(大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和62年大阪狭山市条例第64号）第4条の2第1項の規定により休団した場合を含む。）」を加える。

議案第58号

市長の退職手当の特例に関する条例について

市長の退職手当の特例に関する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

市長の退職手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長に支給する退職手当に関し、大阪狭山市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成2年大阪狭山市条例第16号。以下「退職手当条例」という。）の特例を定めるものとする。

(退職手当の支給の特例)

第2条 令和5年4月27日に市長の職にあった者に支給する同日を含む任期に係る退職手当については、退職手当条例第2条の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、この条例の施行の際現に市長の職にある者が退職した日又は令和9年4月26日のいずれか早い日限り、その効力を失う。

議案第59号

特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例について

特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成28年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和2年4月1日から令和5年4月26日まで」を「令和5年7月1日から令和9年4月26日まで」に、「その100分の15」を「、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 市長 100分の30
- (2) 副市長及び教育長 100分の15

第2条中「令和元年7月1日から令和5年4月26日まで」を「令和5年7月1日から令和9年4月26日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年大阪狭山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた特殊勤務手当について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた特殊勤務手当については、なお従前の例による。

議案第61号

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表大阪狭山市都市計画マスタープラン策定委員会の項を次のように改める。

大阪狭山市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定についての調査、研究及び審議に関する事務
--------------------------------	---

第2条第1項第1号の表に次のように加える。

大阪狭山市公共施設再配置計画策定委員会	公共施設再配置計画の策定についての調査、研究及び審議に関する事務
---------------------	----------------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正）
- 2 報酬並びに費用弁償支給条例（昭和35年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「大阪狭山市都市計画マスタープラン策定委員会委員」を「大阪狭山市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会委員」に改め、同表に次のように加える。

大阪狭山市公共施設再配置計画策定委員会委員	〃	7,000円
-----------------------	---	--------

議案第62号

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例につ
いて

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例

大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第42条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議案第63号

大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例につ
いて

大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例

大阪狭山市印鑑条例（平成4年大阪狭山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「規定により」の次に「個人番号カード用」を、「記録を受けたものに限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例

大阪狭山市手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和5年9月1日から令和7年8月31日までの間における特例）

- 3 第2条の規定にかかわらず、令和5年9月1日から令和7年8月31日までの間における住民票の写しの交付手数料及び印鑑登録証明又は印鑑証明の交付手数料の金額については、別表第1第2項中「300円」とあるのは「300円（多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により住民票の写し等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付を受ける場合にあっては、200円）」と、同表第10項中「300円」とあるのは「300円（多機能端末機により交付を受ける場合にあっては、200円）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号

大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する
条例について

大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市立総合体育館条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市立総合体育館条例（昭和60年大阪狭山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(利用料金)

第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、指定管理者に体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。利用料金の追加を伴う変更の使用の許可を受けたときも、また同様とする。ただし、委員会が公益上特に必要と認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 前項の利用料金は、使用の許可を受けたときに納付するものとする。ただし、口座振替の方法による場合は、後納することができる。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第12条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

(1) 施設利用料金

ア 専用使用

(単位 円)

種別	時間区分	午前9時	正午～午	午後3時	午後6時
		～正午	後3時	～午後6時	～午後9時
メインアリーナ	全面	6,000			
	半面	3,000			
サブアリーナ	全面	2,100			
	2/3面	1,400			

	1 / 3面	700
武道場		900
役員控室		300
選手控室		300
会議室 (大)		500
会議室 (小)		400

イ 共用使用

(単位 円)

種別	時間区分	午前 9 時 ～正午	正午～午 後 3 時	午後 3 時 ～午後 6 時	午後 6 時～ 午後 9 時
	メインアリーナ	一般	1人	150	
サブアリーナ	児童・生徒	1人	100		
武道場					

備考

- 1 使用者が営利又は宣伝を目的としないで入場料等を徴収する場合の利用料金は、アの表の利用料金の5倍の額とする。
- 2 使用者が営利又は宣伝を目的として入場料等を徴収しない場合の利用料金は、アの表の利用料金の10倍の額とし、入場料等を徴収する場合の利用料金は、同表の利用料金の15倍の額とする。
- 3 使用者がアの表又はイの表の使用時間区分を超過した場合は、1時間につき当該使用時間区分に係る利用料金の1時間に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を徴収する。
- 4 児童又は生徒のみの体育館の夜間使用及び全日使用は、認めないものとする。ただし、責任能力のある引率者がいるときは、この限りでない。
- 5 アの表において「全面」、「半面」、「2 / 3面」又は「1 / 3面」とは、メインアリーナ又はサブアリーナの使用床面積をいう。
- 6 イの表において「一般」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校の生徒又はこれに準ずる者以上の者を、「児童・生徒」

とは、同条に規定する小学校及び中学校の児童及び生徒又はこれらに準ずる者をいう。

(2) 附属設備利用料金

(単位 円)

種別	単位	利用料金
放送室設備	1 式	2, 0 0 0
卓上アンプ	1 台	5 0 0
マイクロホン	1 本	5 0 0
ワイヤレスマイク	1 本	5 0 0
パイプいす	1 脚	5 0
机	1 脚	5 0
移動ステージ	1 台	5 0 0
フロアシート	1 式	3, 0 0 0

備考 児童又は生徒のみの附属設備の使用は、認めないものとする。ただし、責任能力のある引率者がいるときは、この限りでない。

(大阪狭山市立池尻体育館条例の一部改正)

第 2 条 大阪狭山市立池尻体育館条例（平成 9 年大阪狭山市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を次のように改める。

(利用料金)

第 1 1 条 使用者は、使用の許可を受けたときは、指定管理者に体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。利用料金の追加を伴う変更の使用の許可を受けたときも、また同様とする。ただし、委員会が公益上特に必要と認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 前項の利用料金は、使用の許可を受けたときに納付するものとする。ただし、口座振替の方法による場合は、後納することができる。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第12条（見出しを含む。）及び別表中「使用料」を「利用料金」に改める。

（大阪狭山市立野球場条例の一部改正）

第3条 大阪狭山市立野球場条例（昭和61年大阪狭山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（利用料金）

第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、指定管理者に野球場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。利用料金の追加を伴う変更の使用の許可を受けたときも、また同様とする。ただし、委員会が公益上特に必要と認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 前項の利用料金は、使用の許可を受けたときに納付するものとする。ただし、口座振替の方法による場合は、後納することができる。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第12条（見出しを含む。）及び別表中「使用料」を「利用料金」に改める。

（大阪狭山市立市民総合グラウンド条例の一部改正）

第4条 大阪狭山市立市民総合グラウンド条例（平成7年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（利用料金）

第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、指定管理者に総合グラウンドの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。利用料金の追加を伴う変更の使用の許可を受けたときも、また同様とする。ただし、委員会が公益上特に必要と認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 前項の利用料金は、使用の許可を受けたときに納付するものとする。ただし、口座振替の方法による場合は、後納することができる。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第12条（見出しを含む。）及び別表中「使用料」を「利用料金」に改める。

（大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場条例の一部改正）

第5条 大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場条例（平成6年大阪狭山市条例第9号）

の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（利用料金）

第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、指定管理者にスポーツ広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。利用料金の追加を伴う変更の使用の許可を受けたときも、また同様とする。ただし、委員会が公益上特に必要と認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 前項の利用料金は、使用の許可を受けたときに納付するものとする。ただし、口座振替の方法による場合は、後納することができる。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第12条（見出しを含む。）及び別表中「使用料」を「利用料金」に改める。

（大阪狭山市立テニスコート条例の一部改正）

第6条 大阪狭山市立テニスコート条例（平成6年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（利用料金）

第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、指定管理者にテニスコートの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。利用料金の追加を伴う変更の使用の許可を受けたときも、また同様とする。ただし、委員会が公益上特に必要と認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 前項の利用料金は、使用の許可を受けたときに納付するものとする。ただし、口座振替の方法による場合は、後納することができる。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第12条（見出しを含む。）及び別表中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる規定は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）以後に施設を使用する場合の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前に施設を使用する場合の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(1) この条例第1条の規定による改正後の大阪狭山市立総合体育館条例第11条、第12条及び別表の規定

(2) この条例第2条の規定による改正後の大阪狭山市立池尻体育館条例第11条、第12条及び別表の規定

(3) この条例第3条の規定による改正後の大阪狭山市立野球場条例第11条、第12条及び別表の規定

(4) この条例第4条の規定による改正後の大阪狭山市立市民総合グラウンド条例第11条、第12条及び別表の規定

(5) この条例第5条の規定による改正後の大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場条例第11条、第12条及び別表の規定

(6) この条例第6条の規定による改正後の大阪狭山市立テニスコート条例第11条、第12条及び別表の規定

議案第66号

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例及び
大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大阪狭山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大阪狭山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

報告第 1 号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計予算繰
越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				の			内		訳
					既 特 定 財 源	入 財 源	未 収 入	財 入		財 源	一 般 財 源			
								国・府支出金	地方債			定 財 源	そ の 他	
3. 民生費	2. 児童福祉費	出産・子育て応援事業	31,447,000	6,550,000			5,457,000						1,093,000	
5. 農林水産業費	1. 農業費	池尻北一丁目地内農業用排水施設整備事業	16,179,000	16,179,000			9,810,000	5,300,000					1,069,000	
7. 土木費	2. 道路橋梁費	交通安全施設整備事業	232,064,000	187,395,000			59,863,000	94,700,000	11,289,000				21,543,000	
7. 土木費	3. 都市計画費	市内公園遊具設置事業	35,300,000	35,300,000			15,000,000	20,300,000					0	
9. 教育費	2. 小学校費	感染症対策・学習保障支援事業	2,200,000	2,200,000			1,100,000						1,100,000	
9. 教育費	3. 中学校費	感染症対策・学習保障支援事業	1,000,000	1,000,000			500,000						500,000	

報告第 2 号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				一般財源
					既 特 定 財 源	入 源	未 収 入	財 入 特 定 財 源	
			円	円	円	円	円	円	円
1. 総務費	1. 総務管理費	一般管理事業	5,493,000	5,493,000					5,493,000

報告第 3 号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市東野財産区特別
会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

令和4年度(2022年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既 定 財 源	未 収 入 源	特 定 財 源	内 訳
			円	円	円	円	円	円
1. 総務費	1. 総務管理費	一般管理事業	5,493,000	5,493,000				5,493,000

報告第 4 号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計予算事
故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計予算事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年(2023年)6月1日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

令和4年度（2022年度）大阪狭山市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入	未収入 特定財源	財源 その他		一般財源
2. 総務費	1. 総務管理費	コミュニティセンター管 理事業	8,441,000	0	8,441,000	0	8,441,000	0	0	0	0	8,441,000	社会情勢の変化により資材調達に不測の日数を要し、年度内の完工が困難であるため。
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域包括支援センター ニュータウンサンサテライト 移設事業	3,524,000	0	3,524,000	0	3,524,000	0	0	0	0	3,524,000	社会情勢の変化により資材調達に不測の日数を要し、年度内の完工が困難であるため。

報告第 5 号

令和 5 年度 (2023 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 5 年度 (2023 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算について別紙のとおり報告する。

令和 5 年 (2023 年) 6 月 1 日提出

大阪狭山市長 古川 照人